

第2節 資源循環 資源を大切に作る社会システムの形成

[1] 環境の状況

近年の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、私たちの生活を物質的に豊かにした反面、限りある資源を大量に消費し、それをごみとして廃棄することで、環境に大きな負荷を与え、様々な問題を生じさせています。

私たち一人ひとりの生活のあり方や、事業活動を見直すことにより、廃棄物の発生を抑制（リデュース）し、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進する「循環型社会」を構築する必要があります。

本市は吹田市第3次環境基本計画において、市民1人当たりの1日のごみ排出量とリサイクル率に目標を設定しています。

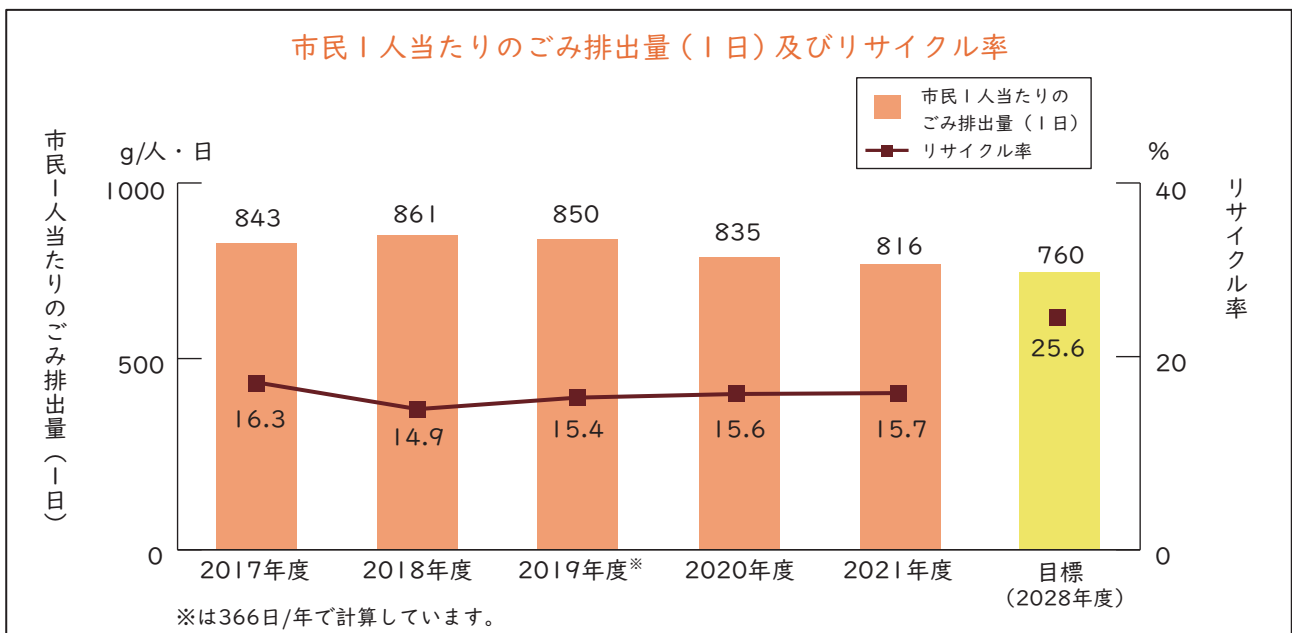
(1) ごみの排出状況

燃焼ごみや資源ごみなどを含む1年間に排出される全てのごみの量（ごみの年間排出量）は、2021年度（令和3年度）は112,792t（家庭系ごみと事業系ごみの合計）でした。市民1人当たりになおすと、1日に816gでした。

(2) ごみのリサイクル状況

市が資源ごみとして収集する缶やびん、拠点回収によるペットボトル、集団回収による新聞紙やダンボールなど、リサイクルした量のごみ全体に占める割合（リサイクル率）は、2021年度（令和3年度）は15.7%でした。

代表指標の進捗状況



指標の進捗状況

指標	2019年度	2020年度	2021年度	目標値 2028年度
年間の燃焼ごみ搬入量（破碎後可燃物を含む）	100,434t	98,981t	97,761t	84,390t
ごみの年間排出量	家庭系ごみ	81,029t	82,657t	76,995t
	事業系ごみ	35,063t	31,800t	27,646t
マイバッグ持参率	79.6%	83.0%	82.1%	80%

[2] 施策

■ 吹田市第3次一般廃棄物処理基本計画

本市は、2022年（令和4年）2月にごみの減量や適正処理の基本方向・基本施策を定めた「吹田

市第3次一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

期 間／ 2022年度（令和4年度）～2028年度（令和10年度）

基本理念／ 「MOTTAINAI」（もったいない）を基本理念として定め、市民・事業者・行政の三者協働により、循環型社会・低炭素社会の構築を目指す。

重点施策／

- 1 2Rを優先したごみの減量
- 2 分別によるリサイクルの促進
- 3 食品ロス削減の推進
- 4 プラスチックごみ削減の推進
- 5 三者協働（市民・事業者・行政）の推進

基本施策／

- 1 ごみの発生抑制を優先する社会への転換
- 2 多くの市民が参加しやすいリサイクルシステムの構築
- 3 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進
- 4 持続可能な低炭素社会実現に寄与する収集体制や処理システムの構築

計画の目標／ ・市民1人1日当たりのごみ排出量を、2028年度（令和10年度）までに760gにする。
・リサイクル率を、2028年度（令和10年度）までに25.6%にする。

■ 発生抑制を優先する社会への転換

（1）家庭系廃食用油の回収

家庭での使用済み天ぷら油（廃食用油）を回収し、リサイクルしています。回収した油は、別の製品の原材料として再生されます。

現在、市内14か所の公共施設で拠点回収を行っています。2021年度（令和3年度）は、7tの廃食用油を回収しました。



（2）吹田市ごみ減量再資源化推進会議

市民・事業者・行政が三者協働で、食品ロス削減をメインテーマとしたごみ減量再資源化の取組を進めています。2021年度（令和3年度）は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン及び書面による会議を2回開催しました。

（3）プラスチックごみ削減の取組

市の公共施設等で、使い捨てコンタクトレンズの空ケースを回収しています。

2021年度（令和3年度）は、回収量128kg、回収相当数128,000個、CO₂削減量は354kg-CO₂でした。

また、2021年（令和3年）5月よりマイボトル用給水機を設置しており、32施設に33台設置しています。



(4) フードドライブ

家庭等で余っている食品を市に提供していただき、子供食堂や福祉団体等の必要としている方に寄附する取組です。2021年度(令和3年度)は2回実施しています。

1回目では提供人数83人、提供品数714個、提供重量270kg、2回目では提供人数119人、提供品数822個、提供重量272kgでした。



吹田市フードドライブキャラクター「風土集」

■ 多くの市民が参加できるリサイクルシステムの構築

(1) 廃棄物減量等推進員制度

廃棄物減量等推進員制度は、1995年(平成7年)11月に発足し、34地区の連合自治会からの推薦により推進員を委嘱しています。推進員は、地域でごみの

減量や分別についての推進役として活躍しています。2022年(令和4年)3月31日時点で291人の推進員が活動しています。

(2) 再生資源集団回収の推進

本市は、自治会や子供会などの集団回収を推進しています。2021年度(令和3年度)は、447団体が実施し、6,508tの再生資源を回収しました。

集団回収は、本市のリサイクル率向上におおいに役立っています。

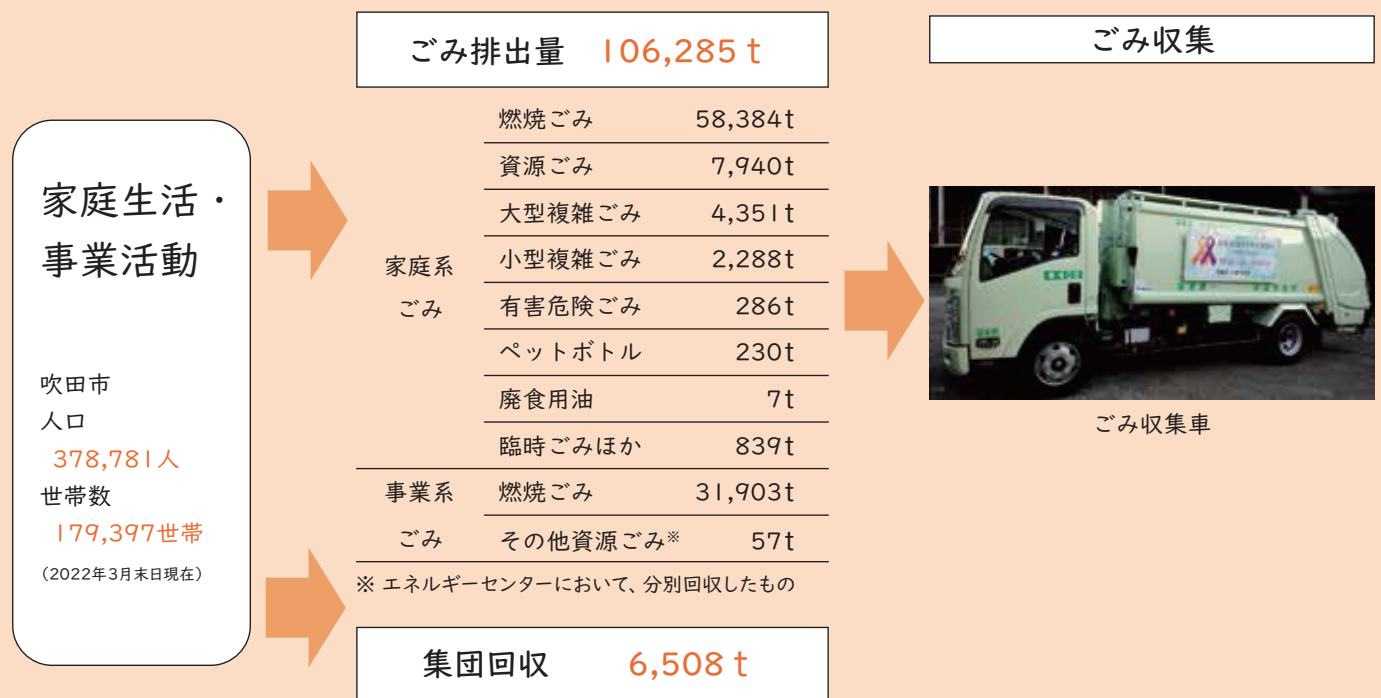
(3) 資源リサイクルセンターでの活動

市民のリサイクル活動を推進する拠点施設として、全国に先駆けて1992年(平成4年)に開設しました。

このセンターは、市民活動・環境学習の場であるだけでなく、市民研究員による研究活動のためのも場でもあります。施設の運営に関しては、指定管

2021年度 ごみの収集、処分、再資源化の状況

(小数点第一位以下四捨五入)



理者である公益財団法人千里リサイクルプラザに委

託しています。

(4) すいたエコイベント宣言

すいたエコイベント宣言とは、イベント主催者がごみの減量など環境に配慮した取組を宣言し、イベント参加者に対して環境意識の向上を図る取

組です。2021年度（令和3年度）は、1事業でエコイベントが宣言されました。

■ 排出者責任の確立と事業系ごみの減量促進

毎月2t以上の一般廃棄物を排出する事業者（多量排出占有者）に対して、事業系一般廃棄物の減量計画を定め、廃棄物管理責任者を選任することを指導しています。さらに、事業活動に伴うごみの処理やリサイクルの責任は排出者である事業者の責

任であることを浸透させるとともに、搬入検査の強化、紙ごみ等の資源化をはじめ搬出管理指導の強化などを図っています。2021年度（令和3年度）は、202事業者に対して減量計画書の提出を求めました。

■ 産業廃棄物

産業廃棄物については、年間1,000t以上もしくは、特別管理産業廃棄物を年間50t以上排出する事業者（多量排出事業者）は減量等の処理を計画し実施状況を報告することが義務付けられています。2021年度（令和3年度）は、それらの事業場に対し延べ14件立入検査を実施し、産業廃棄物の減量

やリサイクルの促進等についても指導しています。

また、排出者責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理を確保していくための産業廃棄物管理票交付制度に係る報告については、2021年度（令和3年度）実績で1,872件を受理しています。

